

小規模企業・中小企業振興基本条例の制定

小規模企業や中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展や町民生活の向上に寄与することを目的とする

Q 条例制定により、何を期待しているか。

A 行政、金融機関、町民などが共通認識を持つことで、一体となった地域経済の成長や発展に取り組むことができると期待している。

Q 条例制定による、今後の展望は。

A 令和7年度以降、下記の3点を予定している。

- ① 町の産業振興に関する検証などを行う会議体の設置
- ② 小規模企業実態調査
- ③ 基本計画の策定、各種補助金を始めとした町の産業施策の検討



令和7年度一般会計予算

北海道せたな町への中学生派遣（3泊4日）

154万円

Q 具体的にどのような成果を期待しているか。また、どのように評価し、今後の事業に反映させるのか。

A 交流を通じて町の将来を担う人材にまちの歴史や未来を考える機会を創出し、豊かな人間性を育むことを期待する。
 今後は、派遣事業を踏まえ、次年度以降どのように発展させることができるかを、せたな町と協議し進めたいと考えている。



敬老祝商品券の配布

323万円

長寿祝金の支給対象者を見直し、その財源を活用する

Q 長寿祝金の対象年齢を88歳と100歳に縮小した経緯は。

A 本町の高齢者人口増加や平均寿命が上昇している状況を踏まえ、長寿祝金の対象者を見直し、88歳（1万円）と100歳（7万円）とした。
 敬老会の記念品を廃止し、75歳以上の方に1000円分のクーポンを配布する。